

長野県立阿南病院訪問看護ステーションさくら運営規程

(趣旨)

第1条 地方独立行政法人長野県立病院機構が開設する長野県立阿南病院訪問看護ステーションさくら（以下「ステーション」という。）が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営及び利用者に対する適切な指定訪問看護及び介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という。）の提供を確保するため必要な事項を定めるものとする。

(運営方針)

第2条 ステーションは、訪問看護を提供することにより、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう努めるものとする。

2 ステーションは事業の運営にあたって、必要なときに訪問看護が提供できるよう努めるものとする。

3 ステーションは事業の運営にあたって、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、地域の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名 称 長野県立阿南病院訪問看護ステーションさくら
- ② 所在地 長野県下伊那郡阿南町北條2009-1

(職員)

第4条 ステーションには各号に掲げる職員（以下「職員」という。）を置く。

- (1) 管理者、保健師又は看護師 1名
- (2) 保健師、看護師又は准看護師（以下看護職員という。）常勤換算で2.5人以上
- (3) その他事業実施に必要な職員

(職務内容)

第5条 職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、所属職員を指揮・監督し、適切な事業が行われるように統括する。
- (2) 看護職員は、適切な訪問看護を行うため、主治医との連携、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し、訪問看護を担当する。

(業務日及び業務時間)

第6条 ステーションの業務日は、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までを除く日とする。

2 ステーションの業務時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

- 3 ステーションは上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

（訪問看護の内容）

第7条 ステーションの訪問看護の内容は、次によるものとする。ただし、指示書の内容、利用者の身体状況等により実施する訪問看護の内容を決定するものとする。

- （1）病状及び障害の観察
- （2）清拭及び洗髪による清潔の保持
- （3）食事及び排泄等の日常生活の世話
- （4）褥瘡の予防及び措置
- （5）リハビリテーション
- （6）ターミナルケア
- （7）認知症患者の看護
- （8）療養生活や介護方法の指導
- （9）カテーテルの管理
- （10）その他医師の指示による医療処置

（訪問看護の提供方法）

第8条 訪問看護の提供は、利用者の主治医からの訪問看護指示書と介護保険利用者については、併せて介護支援専門員が作成するサービス計画書と提供表に基づいて訪問看護計画書を作成し実施する。

- 2 看護職員は訪問看護報告書を作成し、訪問日に提供した看護内容等を記録する。

（緊急時の対応）

第9条 看護職員は訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うものとする。主治医への連絡が困難な場合は救急搬送等の必要な処置を講ずるものとする。

- 2 前項の処置を行った場合には、速やかに管理者及び主治医に報告をしなければならない。

（利用料等）

第10条 ステーションは、基本利用料として介護保険法または健康保険法等に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとする。

- （1）介護保険で居宅サービス計画書に基づく訪問看護を利用する場合は、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額を徴収するものとする。但し、支給限度額を超えた分の全額を利用者の自己負担とする。

- （2）医療保険の場合は、健康保険等に基づく額を徴収する。

- 2 ステーションは、基本利用料のほかその他利用料として、以下の支払いを利用者から受けるものとする。

- （1）訪問看護と連携して行われる死後の処置 5,500円（介護保険・医療保険）
- （2）営業日以外の休日に訪問看護を行った場合 1日当たり500円（医療保険）
- （3）医療材料費 実費（介護保険・医療保険）

(4) 厚生労働大臣が定める疾病等の利用者を除き、週4日目以後に訪問看護を行った場合
1回当たり5,550円（医療保険）

3 次条の通常の実施地域を超えて行う事業に要した交通費は、その実施地域を超えた地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

実施地域を超えた地点から1km当たり30円を乗じた額とする。

4 前二項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の実施地域）

第11条 通常の実施地域は、阿南町、下條村、売木村、天龍村、泰阜村及び飯田市（旧上村、旧南信濃村）の地域とする。ただし、これ以外は相談に応じる。

（相談・苦情対応）

第12条 ステーションは、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

2 ステーションは、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から5年間保存する。

（虐待防止）

第13条 ステーションは、利用者の人権の擁護並びに虐待等の発生及び再発防止のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1)虐待防止のための委員会の開催
- (2)虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (3)虐待防止のための指針の整備
- (4)虐待防止の担当者の配置
- (5)その他虐待防止のために必要な措置

2 ステーションは、サービスの提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、再発の確実な防止策を講じるとともに市町村へ報告する。

（事故処理）

第14条 ステーションは、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに阿南病院医療安全管理者、市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

2 ステーションは、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録し、その完結の日から5年間保存する。

3 ステーションは、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

（その他運営に関する留意事項）

第15条 ステーションは、社会的使命を充分認識し、職員の資質の向上を図るために研修の機会

を設け、また、業務体制を整備するものとする。

- 2 職員は、正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。退職後も同様とする。
- 3 ステーションは、利用者に対する指定訪問看護等の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間保管しなければならない。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。